

韓国知的財産ニュース 2021年6月前期

(No. 440)

発行年月日：2021年6月17日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、6月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 デザイン保護法施行規則の一部改正令（案）行政予告（産業通商資源部公告第2021-435号）
- 1-2 デザイン保護法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第421号）
- 1-3 特許法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第422号）
- 1-4 実用新案法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第423号）

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、ロシア・メキシコに海外知識財産センターを新設
- 2-2 いつでもどこでも大容量の特許資料（data）をダウンロードしましょう
- 2-3 特許権の更新案内、今後郵便の代わりにスマートフォンで受け取る
- 2-4 人工知能は、エジソンになれるのか。特許審査の初事例
- 2-5 特許庁、室内運動器具の知財権虚偽表示に当たる172件を摘発
- 2-6 「2021女性発明王 EXPO」、7月11日（日曜）までに参加申込の受付実施
- 2-7 特許審判の国際協力に向けて、IP5の特許審判長と膝詰めで議論
- 2-8 2021年日中韓商標・デザインフォーラム開催

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 中国、特許侵害紛争に強力な証拠収集制度を施行

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 第1四半期の商標出願件数、過去最大！

その他一般

- 5-1 新型コロナウイルスにも冷めない第四次産業革命の技術開発に向けた熱気
- 5-2 環境汚染も防ぐマスクの特許出願が増加
- 5-3 自律走行に伴い、新しく変わるカーシート
- 5-4 有機発光ダイオード（OLED）の最強者 K-ディスプレイ、世界の特許出願をリードする
- 5-5 ミサイルも特許出願できます
- 5-6 想像が現実に、身近となった家事（home）サービスロボット！

法律、制度関連

1-1 デザイン保護法施行規則の一部改正令（案）行政予告（産業通商資源部公告第2021-435号）

議案情報システム（2021.6.2.）

産業通商資源部公告第2021-435号

デザイン保護法施行規則の一部改正令（案）を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に事前にお知らせし、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づき、次のとおり公告します。

2021年6月2日

産業通商資源部長官

デザイン保護法施行規則の一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由

画像デザインの導入等、デザイン保護法の改正（公布：2021年4月20日、施行：2021年10月21日）に基づいて制度を運営するために、別表2と3及びデザイン登録出願書式（別紙第3号及び第4号）を改正し、画像デザイン出願の活性化及び企業が新技術のデザイン権利を確保することに寄与しようとするものである。

2. 主要内容

イ. デザインの説明欄（別表2）と創作内容の要点欄（別表3）の改正

デザイン説明欄の記載事項及び創作内容の要点欄の記載方法に画像デザインの追加など

ロ. デザイン登録出願書式の改正（案別紙第 3 号及び第 4 号書式）

デザイン登録出願書に【画像デザインの用途】欄を追加し、画像デザインの分類案内と名称（～用の画像）に対する説明を明確にし、画像デザイン図面の作成方法を用意しようとするものである。

3. 意見提出

デザイン保護法施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2021 年 7 月 13 日（火曜）までに統合立法予告システム（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じて、オンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：デザイン審査政策課長）に提出してください。一部改正令案の全文を読みたい方は、特許庁のウェブサイト（<http://www.kipo.go.kr>→冊子/統計→法令及び条約→立法予告）をご参照ください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否意見とその理由）

ロ. 姓名（法人、団体の場合は、その名称と代表者姓名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項

※提出意見の送り先

*特許庁デザイン審査政策課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1305 号（郵便番号 35208）

電子：(042)481-8602、ファックス：(042)472-3468

電子メール：juris72@korea.kr

1-2 デザイン保護法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第 421 号）

議案情報システム（2021.6.10.）

産業通商資源部令第 421 号

デザイン保護法施行規則の改正令を次のとおり公告する。

2021 年 6 月 10 日

産業通商資源部長官

デザイン保護法施行規則の一部改正令

デザイン保護法施行規則の一部を次のように改正する。

第 3 条の本文のうち、「捺印（電子文書の場合には、電子署名をいう。以下同じ。）しなければ」を「捺印[電子文書の場合には、「電子署名法」第 2 条第 2 号による電子署名（以下「電子署名」という。）をいう。以下同じ]せねば」とし、同条の但し書のうち、「捺印し

なければ」を「捺印せねば」とする。

第8条第5項各号以外の部分のうち、「提出しなければ」を「提出せねば」とし、同項第1号のうち、「第16条各号のいずれかに該当する電子署名」を「電子署名」とする。

第13条第1項各号以外の部分に但し書を次のように新設する。

但し、デザインに関する手続きを踏む者が特許顧客番号の情報に印鑑又は署名を登録した場合（「特許権等の登録令」第22条第1項第7号に該当する場合は除く。）には、その印鑑又は署名を確認することで、次の各号の書類の提出命令に代えることができる。

第16条各号以外の部分の前段のうち、「次の各号のいずれかに該当する電子署名」を「電子署名」に、「しなければ」を「せねば」とし、同条各号以外の部分の後段のうち、「一致しなければ」を「一致せねば」とし、同条の各号を削除する。

第17条第1項のうち、「第16条各号のいずれかに該当する電子署名をして提出しなければ」を「電子署名をした後に提出せねば」とする。

第19条のうち、「第16条各号による電子署名」を「電子署名」に、「使用しなければ」を「使用せねば」とする。

別表3第4号イ目4)のうち、「UI (User Interface)」を「ユーザインタフェース (UI、User Interface)」とする。

別紙第9号書式から別紙第12号書式まで、別紙第13号の2書式から別紙第13号の5書式まで、別紙第14号書式から別紙第17号書式まで、別紙第17号の2書式から別紙第17号の5書式まで、別紙第19号書式及び別紙第19号の2書式から別紙第19号の5書式までをそれぞれ別紙のとおりにする。

附 則

この規則は、公布日から施行する。

改正理由及び主要内容

委任状等の証明書類で本人を確認する際に、印鑑証明書等を提出する代わりに特許顧客番号情報に登録されている印鑑又は署名を確認する手続きに改善することで、申請者の利便性を高め、「意匠の国際登録に関するハーグ協定」の加盟国にメキシコ、イスラエル等が追加されたことと、協定で定められた書式のうち改正された事項を反映して国際出願に関連する書式を改正する。一方、公認認証書制度を廃止することにより、様々な民間の電子署名手段を利用できるようにする内容に「電子署名法」が改正されたことを反映して、電子文書の利用申告をするか、又は電子文書に書類を提出する場合等に使用できる電子署名・証明書の制限を廃止する等、現行制度の運営上現れた一部の不備点を改善・補完

しようとするものである。

1-3 特許法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第422号）

議案情報システム（2021.6.10.）

産業通商資源部令第422号

特許法施行規則の一部改正令を次のとおり公告する。

2021年6月10日

産業通商資源部長官

特許法施行規則の一部改正令

特許法施行規則の一部を次のように改正する。

第2条の本文のうち、「捺印（電子文書の場合には、電子署名をいう。以下同じ。）しなければ」を「捺印（電子文書の場合には、「電子署名法」第2条第2号による電子署名をいう。以下同じ。）せねば」とし、同条の但し書のうち、「捺印しなければ」を「捺印せねば」とする。

第5条の2第5項各号以外の部分のうち、「提出しなければ」を「提出せねば」とし、同項第1号のうち、「第9条の3各号のいずれかに該当する」を「「電子署名法」第2条第2号による」とする。

第9条の3各号以外の部分の前段のうち、「次の各号のいずれかに該当する」を「「電子署名法」第2条第2号による」に、「しなければ」を「せねば」とし、同条各号以外の部分の後段のうち、「一致しなければ」を「一致せねば」とし、同条の各号を削除する。

第9条の4第1項の本文うち、「第9条の3各号のいずれかに該当する電子署名をして提出しなければ」を「「電子署名法」第2条第2号による電子署名をした後に提出せねば」とし、同項の但し書のうち、「提出しなければ」を「提出せねば」とする。

第9条の6のうち、「第9条の3」を「「電子署名法」第2条第2号」に、「提出しなければ」を「提出せねば」とする。

第11条第1項第20号のうち、「法第52条第1項」を「法第47条第5項又は法第52条第1項」とする。

別紙第2号書式裏面の記載要領第7号ロ目（3）及び別紙第3号書式裏面の記載要領第5号ロ目3）のうち、「印鑑証明書、事業者登録証明」を、それぞれ「事業者登録証明」とする。

別紙第4号書式を別紙のとおりにする。

別紙第5号書式裏面の記載要領第7号イ目（1）（イ）のうち、「家族関係証明書（姓名を

改名した場合)、又は印鑑証明書」を「家族関係証明書(姓名を改名した場合)、印鑑証明書又は本人署名事実確認書」とし、同号口目(3)のうち、「印鑑証明書、事業者登録証明」を「事業者登録証明」とする。

別紙第7号書式裏面の記載要領第8号口目(3)、別紙第8号書式裏面の記載要領第8号口目(3)、別紙第9号書式裏面の記載要領第12号口目(3)、別紙第10号書式裏面の記載要領第8号口目(3)、別紙第11号書式裏面の記載要領第9号口目(3)、別紙第12号書式裏面の記載要領第6号口目(3)、別紙第13号書式裏面の記載要領第7号口目(3)、別紙第14号書式裏面の記載要領第13号ハ目、別紙第17号の2書式裏面の記載要領第8号口目(3)、別紙第18号書式裏面の記載要領第6号口目(3)、別紙第19号書式裏面の記載要領第8号口目(3)、別紙第20号書式裏面の記載要領第9号二目(3)、別紙第21号書式裏面の記載要領第5号口目(3)、別紙第22号書式裏面の記載要領第8号口目(3)、別紙第22号の2書式裏面の記載要領第6号口目(3)、別紙第23号書式裏面の記載要領第7号口目(3)、別紙第24号書式裏面の記載要領第8号口目(3)及び別紙第25号書式裏面の記載要領第4号口目(3)のうち、「印鑑証明書、事業者登録証明」を、それぞれ「事業者登録証明」とする。

別紙第26号書式、別紙第26号の2書式、別紙第26号の9書式、別紙第28号書式及び別紙第28号の2書式から別紙第28号の9書式までをそれぞれ別紙のとおりにする。

別紙第29号書式裏面の記載要領第10号口目(3)、別紙第30号書式裏面の記載要領第9号口目(3)及び別紙第30号の2書式裏面の記載要領第8号口目(3)のうち、「印鑑証明書、事業者登録証明」を、それぞれ「事業者登録証明」とする。

別紙第30号の3書式第1頁の添付書類欄のうち、「印鑑証明書」を「印鑑証明書又は本人署名事実確認書」とする。

別紙第31号書式裏面の記載要領第9号口目(3)、別紙第32号書式裏面の記載要領第8号口目(3)及び別紙第33号書式裏面の記載要領第9号口目(3)のうち、「印鑑証明書、事業者登録証明」を、それぞれ「事業者登録証明」とする。

別紙第33号の2書式第1頁の添付書類欄のうち、「印鑑証明書」を「印鑑証明書又は本人署名事実確認書」とする。

別紙第34号書式裏面の記載要領第9号口目(3)、別紙第38号書式裏面の記載要領第6号ハ目(3)、別紙第57号書式裏面の記載要領第12号口目(3)、別紙第58号書式裏面の記載要領第9号口目(3)及び別紙第59号書式裏面の記載要領第5号口目(3)のうち、「印鑑証明書、事業者登録証明」を、それぞれ「事業者登録証明」とする。

附 則

この規則は、公布日から施行する。

改正理由及び主要内容

国民の利便性を向上するために、印鑑証明書を本人署名事実確認書に置き換えられるという内容を書式に明記し、行政手続の進行経過をより迅速に知らせるために、特許顧客番号付与申請書に電子メールアドレスを必ず記入するようにし、特許証の書式及び携帯用特許証の書式等の外国語表現を韓国語の内容と一致するように変更する。一方、公認認証書制度を廃止することにより、様々な民間の電子署名手段を利用できるようにする内容に「電子署名法」が改正されたことを反映して、電子文書の利用申告をするか、又は電子文書に書類を提出する場合等に使用できる電子署名・証明書の制限を廃止する等、現行制度の運営上現れた一部の不備点を改善・補完しようとするものである。

(産業通商資源部提供)

1-4 実用新案法施行規則の一部改正令 (産業通商資源部令第 423 号)

議案情報システム (2021. 6. 10.)

産業通商資源部令第 423 号

実用新案法施行規則の一部改正令を次のとおり公告する。

2021 年 6 月 10 日

産業通商資源部長官

実用新案法施行規則の一部改正令

実用新案法施行規則の一部を次のように改正する。

別紙第 1 号書式裏面の記載要領第 13 号ハ目のうち、「印鑑証明書、事業者登録証明」を、「事業者登録証明」とする。

別紙第 2 号書式、別紙第 2 号の 2 書式、別紙第 2 号の 7 書式、別紙第 2 号の 9 書式及び別紙第 4 号書式から別紙第 12 号書式までをそれぞれ別紙のとおりにする。

附 則

この規則は、公布日から施行する。

改正理由及び主要内容

携帯用実用新案登録証の書式の題名に「携帯用」という文章を追加し、一般の実用新案登録証の書式と明確に区分する一方、実用新案登録証の外国語表現を韓国語の内容と一致するように変更するなど、現行制度の運営上現れた一部の不備点を改善・補完しようとするものである。

(産業通商資源部提供)

関係機関の動き

2-1 特許庁、ロシア・メキシコに海外知識財産センターを新設

韓国特許庁 (2021. 6. 1.)

現地の商標・デザイン出願、模倣品調査・取り締まりおよび知財権相談を支援

韓国特許庁と大韓貿易投資振興公社は、ロシアのモスクワとメキシコのメキシコシティに海外知識財産センター（以下、IP-DESK）を新設、6月1日（火曜）から運営すると明らかにした。

IP-DESKは現在9カ国（米国、中国、日本、ドイツ、ベトナム、タイ、インド、インドネシア、フィリピン）の15のKOTRA貿易館に設置されており、輸出企業が各種の知的財産権におけるあい路を現地で速やかに解決することができるようにサポートしている。

ロシアとメキシコは、2020年の輸出額基準においてそれぞれ13位と11位の国であり、これから韓国企業の進出が持続的に拡大すると予想される有望な新興市場である。特に、ロシアでは、従来の韓国産製品で人気があった食品・消費財に加えて、新北方政策と韓国-ロシアの経済協力の強化に後押しされ、イノベーション技術、製造業など、さまざまな分野における韓国企業の進出が拡大している。

両国が位置している中南米と独立国家共同体（CIS）地域は、韓流ブームによる韓国産製品の模倣品流通や商標の無断先取りなど、韓国企業の知的財産権侵害のリスクが高い地域でもある。2020年度10月に、韓国企業に偽装して韓国製品の模倣品を販売するという、いわゆる「韓流に便乗した外資系流通企業」の店舗について調査した結果、前年に比べて中南米は約62%、CISは43%増加した。

※中南米：(2019年9月) 104個→(2020年10月) 168個/CIS：(2019年9月) 21個→
(2020年10月) 30個

今回新設される IP-DESK は、ロシアおよびメキシコの現地で韓国中小・中堅企業の知的財産権におけるあい路事項を相談し、商標・デザイン出願や模倣品の取り締まり、権利侵害者への警告状を作成するための現地代理人の費用などを支援する予定である。また、現地の知的財産関連機関との交流・協力を強化し、韓国企業に友好的な知的財産権の保護環境が造成されるように努力する計画である。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「ロシアとメキシコは、成長潜在力の大きい市場であるとともに、CIS と中南米圏域への進出に向けた架け橋の役割も果たしている主要国でもある」とし、「IP-DESK は、新興市場を開拓する韓国の中小・中堅企業が海外での知的財産権を保護できる『ゴールデンタイム』を逃さないように現地で密着支援する予定である」と述べた。

2-2 いつでもどこでも大容量の特許資料 (data) をダウンロードしましょう

韓国特許庁 (2021. 6. 1.)

特許庁、知的財産資料 (data) の普及システム (KIPRIS Plus) を新しく改編

韓国特許庁は、知的財産データを便利に利用するために、知的財産データ普及システム (KIPRIS Plus) を改善し、6月1日 (火曜) から開通する。

(オンラインダウンロード) 従来、大容量データ (※) を手作業で処理して電子記憶媒体で提供したが、これからは、インターネットで大容量データをダウンロードできるようになる。

※特許・実用新案基準 1 年分のデータ (260GB) →特許庁が保有している産業財産権全体 (60TB) のデータ

これまで、データを受け取るまで 3 週間がかかったが、サービスの改善により、ユーザーが決済すると直ちにデータを利用することができる。

(選択型データ) に加えて、データを検索 (※) し、必要な結果のデータのみを選択してダウンロードすることができる機能も追加された。

※特許分類（CPC）、発明の名称、要約、番号情報、日付情報などで検索

（オンライン決済）電子決済サービスを導入し、クレジットカードやリアルタイム口座振替を利用して手数料を支払うことができるように改善した。

また、ウェブサイト上に割引に関連する書類が登録でき、オンライン見積書を提供するなど、決済手続きの利便性を強化した。

一方、特許庁は、研究現場での特許情報の活用が活性化するよう、データの無料提供対象を拡大する。

6月1日から、政府機関・地域知識財産センターなどにのみ、無料で提供していた知的財産データを大学（※）および研究機関（※※）にも無料で提供する。

※「高等教育法」第2条による大学・産業大学・専門大学又は技術大学

※※国公立研究機関、「特定の研究機関育成法」、「産業技術革新促進法」、「科学技術分野政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」及び「民法」または他の法律に基づいて設立された研究機関

特許庁の情報管理課の事務官は、「データ普及サービスを便利に改善し、知的財産データの無料対象を拡大することにより、韓国企業と国民が知的財産データを気軽に利用し、それを活用して付加価値を創出できるようになると期待している」と述べた。

2-3 特許権の更新案内、今後郵便の代わりにスマートフォンで受け取る

韓国特許庁（2021.6.2.）

特許庁、モバイル電子通知サービスの導入を推進、2021年10月から施行

2021年10月から特許（実用新案・デザイン・商標）権を保有している権利者は、「年次（更新）登録案内書」を郵便の代わりにスマートフォンでどこでも便利に受け取ることができる。

年次（更新）登録案内書は、特許（登録）権者に権利維持に必要な情報である年次（更新）登録料の納付期限、納付金額などを事前に案内するものであり、現在は特許（登録）権者の住所地に郵送している。

しかしながら、住所地変更の届出を行っていないか、住所地と実際の居住地が異なる場合、特許（登録）権者が案内書を受け取れないことがある。そのため、納付期限が過ぎてしまって権利が消滅する被害を受けるなど、住所地に郵送する方法は根本的な限界があった。

韓国特許庁は、案内書を住所地ではなく、特許（登録）権者の本人名義のスマートフォンに転送するモバイル電子通知サービスを導入することにし、関連システムを構築すると発表した。

モバイル電子通知サービスは、個人情報の安全性を保障している。つまり、特許庁が先に案内対象者の個人情報を、暗号化した連携情報に変換して公認電子文書仲介者（※）に伝達する。その後、中継者は対象者を識別して本人名義の携帯電話に案内文を発送する方式である。

※オフラインの登記郵便のように、オンラインで電子文書の中継サービスを提供する者

システムが構築されれば、特許（登録）権者は、別途申請しなくても、年次（更新）登録案内書を NAVER や KAKAO TALK のアプリケーションで受け取ることができる。

また、特許（登録）権者の便宜のために、モバイルで案内文を確認した後、すぐ年次登録料まで納付できるようにシステムを連携する計画である。

このため、特許庁は、4月に科学技術情報通信部と韓国インターネット振興院が施行した「ペーパーレス促進モデル事業」に応募して対象機関に選定され、既にシステム構築支援などの内容で韓国インターネット振興院と協約を締結している。

一方、モバイル電子通知サービスは、個人の特許（登録）権者が対象であり、もしモバイル案内文を閲覧期限内に確認しなければ、郵便で発送する。また、法人が権利者である場合も、本人の確認が難しいため、従来のように郵送する。

2020年基準で全体の年次（更新）登録対象は、約77万件にのぼる。このうち、個人権利者の約34万件（44.1%）の案内書が携帯電話に送信される見込みである。特許庁の関係者は、モバイル発送に代わると年間約5億ウォンの郵便発送コストが削減される効果も予想できると説明した。

特許庁の情報顧客支援局長は、「モバイル電子通知サービスを導入すれば、国民が適時かつ便利に案内文を受け取ることができるだけでなく、特許権維持にも大きく役立つと

期待している」とし、「書面案内に慣れている方々がモバイル案内をうまく利用できるように、10月にサービスを施行する前に広報と案内を強化する予定である」と述べた。

2-4 人工知能は、エジソンになれるのか。特許審査の初事例

韓国特許庁 (2021. 6. 3.)

人工知能を発明者に記載した韓国初の特許出願の審査を開始
特許庁、「人工知能は、発明者になれない」と補正（修正）要求書を通知

人工知能（以下 AI）も、人間のように特許法上の発明者になれるだろうか。

韓国特許庁は、AI が発明したと主張している特許出願に対する一次審査の結果、「自然人ではない AI を発明者に記載することは特許法に違反するため、発明者を自然人に修正しなければならない」という、補正要求書を通知（5月27日）した。

補正要求に応じなければ、特許出願は無効となる。出願人はその無効処分に不服し、行政審判や行政訴訟を起こすことができる。

「米国の AI 開発者、AI 発明の国際特許出願（2021年5月17日、韓国内出願完了）」

特許庁によると、米国の AI 開発者（スティーブン・テイラー、出願人）が AI を発明者として表示した国際特許出願（※）を韓国に出願（進入）し、韓国の歴史上初めて AI が発明者になれるのかに対する最初の特許審査事例が発生した。出願人が最初の AI 発明者だと主張する AI プログラムの名前は「DABUS（※※）」である。

※PCT 出願：一つの出願で複数の国に同時に出願した効果が発生、その後各国に進入して審査を受ける。

※※DABUS : Device for the Autonomous Bootstrapping of Unified Sentience

該当の出願人は、本人はこの発明に関する知識がなく、自分が開発した「DABUS」が一般的な知識を学習した後、食品容器など2種類の発明を自ら創作したと主張している。

組み合わせやすく、表面積が広くて熱伝達の効率の良い食品容器と神経動作のパターンを模倣して、点滅するランプというのが、それぞれの発明における主要内容である。

「特許庁による1次審査の結果：補正（修正）要求通知（2021年5月27日）」

最近、特許庁はその特許出願に対する一次審査を行い、「自然人ではないAIを発明者に記載することは特許法に違反するため、発明者を自然人に修正しなければならない」という、補正要求書を通じた。AIがその発明を直接発明したのかを判断する前に、AIを発明者として記載した形式上の欠陥を先に指摘したのである。

韓国特許法および関連判例は自然人のみを発明者に認めており、自然人ではない会社や法人、装置などは、発明者に表示することができないためである。つまり、プログラムの一種であるAIは、自然人ではないため、発明者になることはできない。このような原則は、米、英、独をはじめとする全ての国が採択している最も基本的、共通的な概念でもある。

今後、出願人が発明者の補正をせず特許出願が無効処分になれば、行政審判や行政訴訟を提訴することができる。

「米国、英国、欧州特許庁も拒絶」

韓国より先に欧州特許庁（EPO）や米国、英国特許庁でも、すでに特許審査を受けている。各国の特許庁はいずれも発明者は自然人のみ可能であるため、AIは発明者になれないという理由で特許を受けることができないと決定した。

「技術発展に合わせて制度の見直しが必要、AI発明に関する議論が活発」

まだ、AIは単純なツールだという認識が国内外の大部分を占めている意見であるが、これから技術の発展によりAIが人のように発明を創作した場合、発明は存在するが人もAIも発明者や権利者になれない奇妙な状況になる可能性があり、それに関連する議論が盛り上がっている。

AI発明をめぐるいくつかの争点があり、その中で代表的なものとして、(1)AIを発明者として認められるか、(2)AI発明の権利者は誰にするか、(3)AI発明の権利存続期間はどうかなどである。

(1)AIを共同発明者や単独発明者と認めることができるか。

(2)AI開発者、所有者、使用者のうち、誰を権利者にするか。

(3) AI は、人よりも発明が容易にできるため、AI 発明の権利存続期間を人の発明よりも短くすべきか。

それについて特許庁は、法制諮問委員会を立ち上げて産・学・研の意見を収集し、さらには世界知的所有権機関（WIPO）と五庁（IP5）との会合を通じた国際的な議論にも積極的に参加する予定である。

特許庁の特許審査企画局長は、「AI が進化すれば、いずれは AI を発明者として認めざるを得ない

時代がくるかもしれない。それに備えて、韓国特許庁は AI 発明をめぐる争点について学界および産業界と議論を重ねてきている」とし、「特許庁は、今回の事例を契機に AI 発明に対する議論のスピードを上げて、これからの第四次産業革命時代にしっかりと対応することができる知的財産制度を確立するように取り組んでいきたい」と述べた。

2-5 特許庁、室内運動器具の知財権虚偽表示に当たる 172 件を摘発

韓国特許庁（2021.6.7.）

ホームトレーニング族を混乱させる特許の虚偽表示にご注意ください！

韓国特許庁は、オンラインで販売されている室内運動器具の 5,000 件を対象に、特許などにおける知的財産権の虚偽表示を特別点検（※）した結果、8 つの製品から 172 件（URL 基準）の虚偽表示を摘発したと発表した。

※主なオンラインマーケット（11 番街、Gmarket、G9、Auction、NAVER スマートストア、Interpark、Coupang、TMON、WeMakePrice）で販売されている室内運動器具を対象に約 1 ヶ月間（4 月 19 日～5 月 14 日）実施

今回の点検は、新型コロナウイルスの長期化により自宅で運動を楽しむ、いわゆる「ホームト族」が増えるにつれ、インターネットで室内運動器具を購入する消費者の被害を防ぐために行われた。

虚偽表示で摘発された類型を見ると、権利が消滅した後も有効な権利として表示した行為（88 件）、デザイン権を特許権に誤って表示した行為（39 件）、製品と関係のないか、または存在しない番号を表示した行為（37 件）、出願中の製品を登録で表示した行為（8 件）である。

特許庁は、摘発された 172 件を対象に、販売者に知財権虚偽表示に当たることを知らせ、適切な表示方法を説明して虚偽表示した掲示物に対する修正、削除などの是正措置を取るようにした。

「室内運動器具における知財権虚偽表示の事例」

	<p>전자센서 자동리턴! 볼을 회수하는 번거로움이 없습니다! 특허받은 이리틀리턴볼(특허번호 1072216) 머신 전자센서는</p>
<p>디자인権を特許権に誤って表示</p>	<p>製品と関係のない登録番号を表示 (例示は、「電子センサー付きの自動リターンパディングマット」の宣伝文だが、特許番号は「携帯端末のコンピューターサウンド出力装置および方法」に関する発明の番号)</p>
	
<p>権利が消滅された登録番号を表示</p>	<p>特許出願中の製品を登録で表示</p>

また、消費者の知財権虚偽表示に対する理解度を高めるために、今回点検した事例のうち、知的財産権を正しく表示した製品の情報などを知的財産権虚偽表示申告センターのウェブサイト (www.ip-navi.or.kr) を通じて提供する予定である。

今後、特許庁と韓国知識財産保護院は、国民の健康・安全に関わる製品における知財権虚偽表示の点検を強化し、知財権虚偽表示を予防するための主要オンライン事業者および出店販売者などを対象に関連教育を拡大運営する計画である。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「新型コロナウイルスの長期化により、非対面消費が急増し、知的財産権を信頼する消費者の心を悪用した虚偽表示の増加が懸念されている」とし、「今後も知財権虚偽表示に対する積極的な点検と是正措置を通じて、健全な商取引秩序の確立に貢献したい」と述べた。

2-6 「2021 女性発明王 EXPO」、7月11日（日曜）までに参加申込の受付実施

韓国特許庁（2021.6.8.）

未来へのチャレンジとイノベーションにより、
ポストコロナ時代をリードする「女性発明王」を募集します

未来へのチャレンジとイノベーション精神でポストコロナ時代をリードする女性たちの創造的な発明品が見られる「2021 女性発明王 EXPO（大韓民国世界女性発明大会と女性発明品博覧会の統合名称）」の参加申込受付が開始された。

韓国特許庁が主催し、韓国女性発明協会が主管する「2021 女性発明王 EXPO」は、産業財産権（特許、実用新案、デザイン）で出願・登録された権利を保有している17歳以上の女性であれば、誰でも参加することができる。申し込みは7月11日までで、「女性発明王 EXPO」のウェブサイト（www.kiwie.or.kr）で受け付けることができる。

「2021 女性発明王 EXPO」は、世界中の女性が出品したアイデア発明品を審査して受賞作を選定する「大韓民国世界女性発明大会（第14回）」と韓国最高の女性企業発明品の展示会である「女性発明品博覧会（第21回）」を9月中に同時開催する行事である。

「大韓民国世界女性発明大会」は、韓国内外の女性発明者の特許技術と発明品を審査・授賞し、国際交流を通じた海外進出の機会を提供する。

主な賞は、グランプリ、セミグランプリ、金・銀・銅賞に構成された本賞と特許庁長賞、世界知的所有権機関事務局長賞、産業通商資源部・女性家族部・中小ベンチャー企業部長官賞、ソウル特別市長賞、京畿道知事賞の特別賞がある。

「女性発明品博覧会」は、韓国内外の女性発明者・企業人の製品を展示、広報することで、女性発明者・企業人の販路開拓をサポートする。優れた発明品にもかかわらず販路開拓のハードルが高い女性発明者と企業人のために、さまざまな流通チャネルの MD が参加する流通商談会の機会を提供する。

特に、2021 年の「女性発明王 EXPO」は、新型コロナウイルスで萎縮された女性の経済活動を支援するために、オフラインに加えてオンライン支援の窓口も運営する。

「世界女性発明大会」は、審査から授賞までの過程において、オンラインとオフラインを並行することで、新型コロナによる制約を最小限にし、韓国内外の女性発明者が参加できるように運営する予定である。

「女性の発明博覧会」は、「2021 オンライン展示館」を新規開設し、オフライン展示をオンラインに切り替えて開催するとともに、「発明広報動画」の製作支援など、参加企業のオンラインマーケティングに対する支援を強化する計画である。

なお、詳細については韓国女性発明協会のウェブサイト (www.inventor.or.kr) で確認することができ、その他のお問い合わせは、韓国女性発明協会の事務局 (+82-2-538-2710、expo@kiwie.net) を通じて確認することができる。

2-7 特許審判の国際協力に向けて、IP5 の特許審判長と膝詰めで議論

韓国特許庁 (2021. 6. 11.)

日米欧中韓の特許審判院長と世界知的所有権機関 (WIPO)、初の公式会談を開催

世界の知的財産 (IP) 分野をリードする、日米欧中韓の特許審判院長と世界知的所有権機関 (WIPO) が集まり、IP5 特許審判院長会談を行った。

6 月 10 日の夜にビデオ会議で行われた今回の会談では、特許紛争の環境変化による機関間の協力の在り方について議論された。5 ヶ国の特許審判機関の長と WIPO が一堂に会した公式会談は今回が初めてである。

今回の会談を契機に IP5 の特許審判院間の協力が本格化すると見込まれており、ますます増加している多国籍特許紛争に対応するための実務的議論と国際的な研究も可能になると期待される。

会談の参加者は、各機関の現況および今後の政策の方向について発表し、相互の意見交換を行った。また、審判分野における実務協議チャンネルの構築、審判情報の共有・公開、ユーザセミナーの共同開催、次回のハイレベル会談の開催計画などについても協議した。

さらに、最近の知的財産紛争がますます大型化・グローバル化しているが、各国の審判制度が異なるため、相互の制度を理解するための特許審判分野における国家間の協力がいつもより重要な時期であることに認識を合わせ、協力のために持続的かつ活発にコミュニケーションすることを約束した。

韓国の特許審判院長は、「現地において知財権保護の方向や紛争環境は、企業の海外投資決定に重要な考慮要素であるが、それを自ら把握することは容易ではない。今回の会議をきっかけに IP5 の特許審判院が緊密に協力するようになり、海外の審判動向などの有用な情報を韓国産業界に提供できるように最善を尽くしたい」と述べた。

2-8 2021年日中韓商標・デザインフォーラム開催

韓国特許庁（2021.6.14.）

日中韓の特許庁が提示する商標とデザイン制度の未来

韓国特許庁は、6月30日（水曜）に「2021年日中韓商標・デザインフォーラム」をオンラインで開催すると発表した。

これまで、別々で運営していた、日中韓商標専門家会合とデザインフォーラムを、初めて統合開催することで、北東アジアを代表する3国における商標・デザイン政策の流れを一目で把握することができる。

今回のフォーラムでは、「デジタル経済下における商標とデザイン保護」をテーマに、デジタル経済に備える各国の商標・デザイン制度の変化と運営戦略についてオンラインフォーラムを行い、リアルタイムで質疑応答を実施し、約300名の日中韓のユーザーが各特許庁と直接コミュニケーションする機会も持つ予定である。

また、シンガポール知的財産庁の Sharmaine Wu 局長と国際商標協会（INTA）のチョ・ユンギョン弁理士も招待し、アジア知的財産市場における戦略変化について聞く時間も設けている。

フォーラムはビデオ会議プラットフォームを用いて進行する予定であり、参加を希望するユーザーは、特許庁のブログ (<https://blog.naver.com/kipoworld2>) または NAVER のアンケート調査リンク (<naver.me/5cTX8Jqr>) を通じて、6月14日(月曜)から23日(水曜)まで申し込むことができ、韓国語、中国語、日本語の同時通訳が提供される予定である。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「最近、日本の商標法と中国の専利法の改正により、商標・デザイン戦略を模索できる、いいチャンスであるため、興味のある方の多くの参加を期待している」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 中国、特許侵害紛争に強力な証拠収集制度を施行

韓国特許庁 (2021. 6. 9.)

現場調査、当事者尋問などによる証拠確保および侵害行為の停止命令が可能

韓国特許庁は、6月から中国で強力な証拠収集制度(※)が実施されると発表した。

※国家知識産権局(CNIPA)の重大な専利権侵害紛争の行政裁決弁法に関する公告

改正された中国特許法(中華人民共和国専利法)と関連告示(※)によると、重大な特許・実用新案・デザイン侵害紛争に対して、中国特許庁(国家知識産権局)の公務員が侵害現場で証拠を調査し、当事者尋問などを遂行することで、侵害可否の判断および侵害行為に対する中止を命令することができる。

※中国制度の正式名称：重大な専利権侵害紛争の行政裁決弁法

新しい中国特許法と告示は、中国に進出した外国企業にも適用されるため、中国に進出しているか、または進出計画のある韓国企業は、中国の新しい制度を熟知しておかなければならない。

同制度は、事件を調査する公務員が職権で侵害行為が発生した現場を調査し、事件の関係者を尋問することができ、当事者は調査または尋問を拒否することや妨害することはできない。

したがって侵害者が保有している侵害証拠を容易に手に入れられ、資料の隠匿または毀損されたことも簡単に明かすことができる。

中国政府による侵害紛争調査は、原則として3ヵ月以内に手続きを終結されるため、中国で権利を侵害された者は同制度を利用して速やかに侵害を認められ、関連する証拠などを民事訴訟で活用することで損害賠償も受けられると予想している。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「中国が今回の特許法改正を通じて、韓国より強力な証拠収集制度を運営するようになった」、「手遅れになる前に韓国も、韓国の実情に適した韓国型証拠収集制度を導入して権利者に対する保護を強化し、海外に進出する企業が証拠収集手続きに適用するように支援する必要がある」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 第1四半期の商標出願件数、過去最大！

韓国特許庁（2021.6.7.）

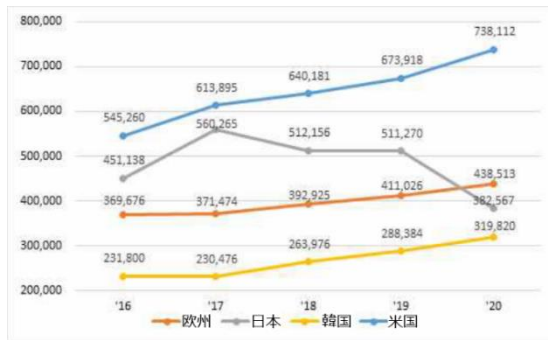
第1四半期韓国内の商標出願件数が前年同期に比べて22.4%増加し、過去最大を記録

韓国特許庁は、2021年第1四半期の商標出願件数が過去最大を記録したと発表した。韓国内の商標出願件数は、第1四半期8万576件で、前年同期（6万5,826件）に比べて22.4%増加した。

2018年以降続いてきた商標出願件数の増加傾向が反映されたものであり、新型コロナウイルスのパンデミックにも関わらず、2020年の商標出願は、前年に比べて10.9%増加し、持続的な増加傾向を見せている。

世界中における商標の出願は持続的に増加しており、2020年にも日本を除いた米国・中国などの主な多出願国の出願件数は前年に比べて増加した。

「4カ国における商標出願の傾向」



「増減率 (%) の比較」

	2016	2017	2018	2019	2020
中国	28.9	55.2	28.3	6.4	19.3
欧州	0.9	0.5	5.8	4.6	6.7
日本	30.8	24.2	-8.6	-0.2	-25.2
韓国	-1.8	-0.6	14.5	9.2	10.9
米国	5.4	12.6	4.3	5.3	9.5

※数字は前年比出願件数（分類別）の増減率

*2016～2019年の各国の出願件数は、WIPO Indicator 参照、2020年の各国の出願件数（分類別）は、各国の特許庁ウェブサイトを確認

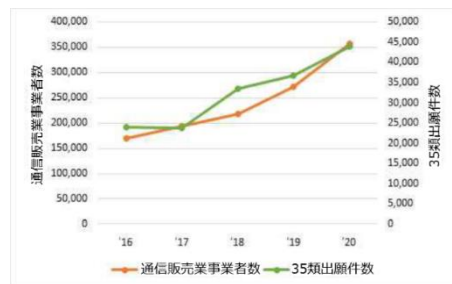
出願件数が最も多い分類は、35類（インターネット/モバイルショッピングモール業など）であり、前年同期に比べて3,349件増加し、34.9%の増加率を見せた。デジタル・非対面経済の成長によりオンライン事業者が増加し、35類の出願に反映されているためであると見て取れる。

*オンライン事業者は、通信販売業で事業者登録をするが、ここ5年間、持続的に増加しており、特に2020年は前年比30%以上増加したことが分かった。

「ここ5年間における通信販売業事業者数(注1)と35類の出願件数（国内商標）」

	2016	2017	2018	2019	2020
通信販売業事業者数	170,428	192,873 (13.1)	218,616 (13.3)	271,383 (24.1)	356,776 (31.4)
35類出願 (国内商標)	23,868	23,760 (▲0.5)	33,499 (41)	36,627 (9.3)	43,908 (19.9)

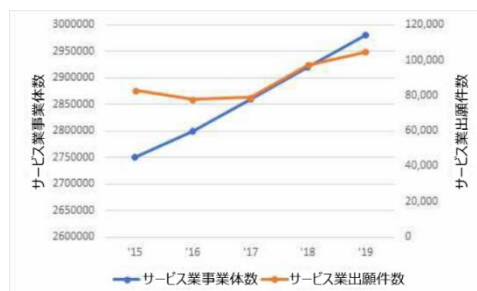
※括弧の中は増減率 (%)、出願件数は受付日基準



また、ここ5年間のサービス業分野における出願増加率（5年平均12.1%）が商品分野の出願増加率（5年平均7.7%）より高く、これはサービス業事業体数が毎年増加しているためであると解釈される。

「サービス業事業者数(注 2)および出願件数比較(2015～2019 年)」

	2015	2016	2017	2018	2019
サービス業 事業者数 (万個)	275	280 (1.82)	286 (2.14)	292 (2.1)	298 (1.9)
サービス業 出願件数	82,785	77,823 (▲5.99)	78,903 (1.39)	97,386 (23.42)	104,604 (7.41)



※括弧の中は増減率 (%)、出願件数は受付日基準

一方、国民の商標制度に対する認識が高まったことも出願増加に影響を及ぼしたものと見られる。

2019年、「ペンス」の模倣出願事例と歌手「ソン・ガイン氏」の事例、浦項「ドブジュク」の事例など第三者による模倣出願の 이슈が数回発生し、このような事例が国民に頻繁に報道され、自然に商標出願の重要性と商標制度について認識できるようになったと思われる。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「商標出願の件数が過去最大の増加傾向を見せている状況の中で、特許庁は、正確な審査処理のために最善を尽くしている」とし、「このような出願件数の増加傾向が続くと思っており、本人が希望する商標を登録するためには、事業の準備段階で予め商標を出願しておく必要がある」と強調した。

注 1) 通信販売事業者統計情報の出典：国税統計事業者の現状、括弧の中は前年同月比増加率、事業者統計は、毎年 12 月基準

注 2) サービス業事業者数の出典：統計庁、サービス業調査結果

その他一般

5-1 新型コロナウイルスにも冷めない第四次産業革命の技術開発に向けた熱気

韓国特許庁 (2021. 6. 7.)

2020 年、第四次産業革命に関連する技術分野の特許出願が 11.2%増

韓国特許庁によると、2020 年は新型コロナウイルスの影響にも関わらず人工知能、モノのインターネット、自律走行など第四次産業革命に関連する技術（注 1）の特許が計 2 万 503 件出願され、前年（1 万 8,443 件）に比べて 11.2%増加したことが分かった。

分野別の出願件数を見ると、第四次産業革命の技術全般に活用される人工知能（5,472 件）、非対面で健康管理ができるデジタルヘルスケア（5,300 件）、未来の自動車のコア技術である自律走行（4,082 件）に関する出願が多い。

特に、デジタルヘルスケア（3,968→5,300 件）とバイオマーカー（注 2）（546→722 件）の分野は、前年に比べて 30%以上出願されて著しく増加し、モノのインターネット（1,358→1,578 件）の分野も 16.2%増加した。

これは、韓国国内全体の特許出願件数（3.3%増）に比べて増加率ははるかに高く、新型コロナウイルスと高齢化のため健康に対する関心度が上がり、人工知能とモノのインターネットを中心とした第四次産業革命が広い範囲に拡大するにつれ、この分野の技術を先取りすることで新たな跳躍を目指す企業の努力が反映されていると分析される。

技術の融合・複合というトレンドに合わせ、一つの製品に複数の技術が適用された融合・複合技術（注 3）に関連する特許出願も着実に増えており（ここ 10 年間、年平均 36.7%増）、2020 年は計 1,263 件が出願され、前年に比べて 23.0%増加した。

具体的には、「人工知能とデジタルヘルスケア（500 件）」、「人工知能とビッグデータ（239 件）」および「人工知能とモノのインターネット（220 件）」が結合された技術の出願が多く、人工知能が複数の技術と融合され、第四次産業革命の基盤技術として位置づけられていることは、数値で確認することができる。

特に、最近ではデジタルヘルスケア分野における人工知能（279→500 件、79.2%増）、またはビッグデータ（43→65 件、51.2%増）を活用する技術出願の増加幅が大きくなっている。

ここ 10 年間に於いて出願件数を基準にした分野別の主な出願人を見ると、人工知能、モノのインターネット、デジタルヘルスケア分野はサムスン電子、インテリジェントロボット分野は LG 電子、自律走行分野は現代自動車の系列会社 3 社が最も多く出願している。また、ビッグデータ、バイオマーカー、3D プリンティングについては、韓国電子通信研究院、農村振興庁、韓国生産技術研究院のような公共研究機関が頭角を現している。

特許庁の融合技術審査局長は、「第四次産業革命の新技术に関わる特許出願は、ここ 10 年間、年平均で 14% 以上増加しており、特に、2020 年は新型コロナの状況にも出願の増加傾向を維持しているため、今後もこの分野の特許出願はさらに増えると予想している」とし、「継続的に増加している第四次産業革命の関連技術における特許出願と技術の融合・複合トレンドに備えるために、産業界が求める審査基準を設け、『3 人協議審査』のような積極的な特許行政サービスを提供する」と述べた。

(注 1) 人工知能 (AI)、ビッグデータ (BD)、モノのインターネット (IoT)、バイオマーカー (BM)、デジタルヘルスケア (DH)、インテリジェントロボット (IR)、自律走行 (AV)、3D プリンティング (3DP) の 8 分野

(注 2) バイオマーカーとは、正常な生物学的過程、病的過程または治療方法に対する薬物の反応性を客観的に測定し、評価できる指標をいう。例えば、がん細胞の増殖過程から排出される特定のタンパク質をバイオマーカーで活用すれば、そのタンパク質と反応する試薬を使用して血液検査だけでがんを判明することができる。

(注 3) 「AI+BD」、「AI+IoT」、「AI+DH」、「AI+AV」、「AI+IR」、「BD+DH」、「IR+AV」の 7 分野

5-2 環境汚染も防ぐマスクの特許出願が増加

韓国特許庁 (2021. 6. 9.)

環境汚染を防止するマスクの関連技術における特許出願が大幅に増加

新型コロナウイルスのパンデミックにより、マスクの消費量が急増しており、マスクによる環境汚染の防止が目的である特許出願の件数が 2020 年に著しく増加したことが分かった。

「廃棄マスクによる環境汚染問題が台頭」

廃棄マスクは、指定袋に入れて一般ゴミとともに埋め立てられるか、または焼却されるが、マスクの主な原料であるポリプロピレンは分解されるまで 450 年がかかると言われている。(※)

※海洋環境団体オーシャンズアジアの研究資料、「Masks on the beach : the impact of COVID-19 on Marine Plastic Pollution (2020年12月)」

韓国特許庁によると、環境汚染を防止するためのマスク関連技術に対する特許出願件数は、新型コロナウイルスのパンデミックが始まった2020年に112件で、過去の件数(1～13件/年)に比べて飛躍的に増加した。

これは、新型コロナウイルスのパンデミック以来、廃棄マスクの排出量(※)が急増し、環境汚染の深刻さを認識して技術的な解決策を探ろうとした取り組みの結果である。

※個人当たり2.3日にマスク1個使用、毎日2,000万個以上のマスクを使用・廃棄している。

(国民権益委員会「環境にやさしい繰り返し使えるマスクを推奨」(2021年3月5日))

ここ10年間(2011～2020年)、環境汚染防止の観点から、特許出願されたマスクの関連技術は、計143件に達することが分かった。

マスクの原材料から構造・機能、製造、廃棄、リサイクルに関連する技術全般において、環境問題を解決しようとする発明が行われている。

技術別の出願割合を見ると、生分解性素材14件(10%)、繰り返し使えるマスク104件(73%)、廃棄マスクの回収・処理21件(15%)、廃棄マスクのリサイクル4件(3%)であると分析された。

最も高い割合を占めている「繰り返し使えるマスク」の技術は、すでに商用化されている分野であり、パンデミック以前から着実に出願されている分野である。

注目すべき点は、最近の環境にやさしい新素材、廃棄物の資源化に関する技術がマスク分野にも取り入れられ、環境汚染防止の効果がさらに改善されると期待されている点である。

また、2011～2020年における出願人別動向を見ると、個人(71.3%)、企業(27.3%)、大学研究所(1.4%)の順で、個人の出願割合が高い。

その理由は、個人が日常生活でマスクを使っているため、経験から得られたさまざまなアイデアが特許出願につながったとみられる。

特許庁の環境技術審査チームの審査官は、「生活発明の領域であるため、皆が積極的にアイデアを出す必要がある」と強調し、「廃棄マスクに関連する技術が廃棄物の低減、リサイクル、エネルギー化技術と直接関連しているという理由で優先審査（※）を申請する場合、速やかに審査結果を受け取ることができる」と述べた。

※優先審査制度：一定の要件を備えた出願に対し、出願人の申請がある場合に他の出願より優先的に審査する制度

5-3 自律走行に伴い、新しく変わるカーシート

韓国特許庁（2021. 6. 10.）

安全性を超えて、リラックス・業務・健康まで考えたカーシートの特許出願が活発

*未来の自動車は、自律走行技術に支えられて「動くオフィス」、「道路上のショッピングモール」のような生活空間に変化すると見込まれており（注 1）、車内空間を最適化するためのカーシート技術に関する特許出願割合が高まっている。

自律走行技術が発展すると、運転者が安全運転に時間をかける代わりに、搭乗者間との会話・動画視聴などをする余暇時間を過ごし、業務も処理できるようになる。

搭乗者が車内部での活動に満足するためには、優先的に内部構造を変えなければならず、車内空間の大部分を占めるカーシートの変化は不可欠である。

特に新型コロナウイルスの流行による社会的距離の確保のため、旅行もできる、いわゆる「車中泊」の人気の高まっており、カーシートの技術は、車内空間の変化においてその重要性を増している。

韓国特許庁によると、カーシート技術に関する特許出願は、ここ 10 年間（2011～2020 年）年平均 188 件で、着実に出願されていることが分かった。

細分化してみると、安全などの機能向上に関するカーシートの出願 1,576 件（84%）、車内空間を活用するカーシートの出願 291 件（15%）、搭乗者の身体を診断する健康管理関連カーシートの出願 17 件（1%）の順で調査された。

出願人別の割合は、大企業が 31.7%と最も高く、中堅企業 27.9%、外国人 17.0%、中小企業 11.0%、個人 9.1%、大学・研究所等 3.3%の順で、大企業がカーシート関連技術をリードしている。

カーシート技術における最近の大きな変化は、車内で休憩や、会議をするなど、車を休憩・業務空間として活用するための特許出願が 2018 年から急増（※）し始めたことである。

※空間活用に関するカーシート出願（平均）の推移：2011～2017 年（21 件）→2018～2020 年（47 件）

また、搭乗者の身体を感知し、その情報を利用して安眠を誘導するようにシートの角度を調節し、緊急時に救護措置を取ることができるという、健康管理機能と融合されるなど、カーシート技術の多様化が進んでいる。

このようなカーシート技術の多変化は、自動車が単なる移動手段を越えて、搭乗者の休憩・業務・健康など、さまざまなニーズに合わせた生活空間に変化しているためであると分析される。

特許庁の審査官は、「これから迎える自律走行時代において、以前は安全運転に集中していた時間をより生産的に活用できるよう、車内空間を多様化するカーシート技術における特許出願の割合がより高まると予想している」と述べた。

（注 1）関係部処合同、将来の自動車における産業発展の戦略、p. 42（2019 年 10 月）

5-4 有機発光ダイオード（OLED）の最強者 K-ディスプレイ、世界の特許出願をリードする

韓国特許庁（2021. 6. 14.）

OLED を駆動するコア技術の特許出願、韓国が 1 位

*より鮮明で均一な画質、より長い寿命など、高性能の OLED（Organic Light Emitting Diode）ディスプレイへのニーズが急速に高まっている。これらの高性能 OLED ディスプレイを実現するために、OLED 発光素子と同様に重要なものが、それを駆動する回路技術である。

特に OLED 駆動に重要な技術の一つである「補償と補正」は、画素間の特性ばらつきを低減し、劣化（※）を防止することで寿命を延ばす技術であり、最近 OLED ディスプレイの画素数が急増したため、以前より重要なコア技術として注目されている。

※劣化：絶縁体が外部または内部の影響のため、化学的・物理的性質が劣る現象

韓国特許庁によると、IP5（日米欧中韓）の特許動向調査（2011～2020 年）の結果、OLED ディスプレイ駆動のコア技術である補償および補正技術に関連する特許出願において、韓国が 1 位を占めていることが分かった。

国別で出願人を調査した結果、韓国が圧倒的な 1 位（5,384 件、43%）であり、中国 2 位（3,273 件、26%）、日本 3 位（2,433 件、20%）、米国 4 位（567 件、5%）であった。

多出願企業を見ると、サムスン 1 位（2,786 件）、LG 2 位（2,412 件）で、韓国企業が世界の特許出願を主導している。

中国のディスプレイパネルメーカーである BOE（※）（1,676 件）が 3 位、日本の研究開発企業の半導体エネルギー研究所（SEL（※※）、907 件）が 4 位を占めた。

※BOE：BEIJING ORIENTAL ELECTRONICS（2001 年 BOE TECHNOLOGY Group に社名変更）

※※SEL：SEMICONDUCTOR ENERGY LAB

各国の特許庁に登録された特許においても、韓国人が登録した特許（4,044 件）が最も多く、日本 2 位（3,533 件）、中国（2,061 件）、米国（628 件）の順であった。

年度別の動向を見ると、2010 年代の前半（2011～2015 年）は日本が先導していたが、2016 年に韓国が日本を追い越した後、1 位を維持している。

また 2017 年は、中国が日本を追い越し、登録特許の順位が韓国、中国、日本の順に変わった。

特許庁のディスプレイ審査課の審査官は、「最近、高画質の OLED ディスプレイは、画素数が幾何級数的に増加しつつ、特性を均一化し、寿命を延ばす駆動回路の技術がその重要性を増している」とし、「ディスプレイの技術競争において、現在の優位を継続的に維持するためには、OLED 駆動のコア技術に対する特許権を確保していくことが重要である」と強調した。

ミサイル関連の特許出願、ここ 5 年間 162 件

ミサイルなど、国防関連技術も特許出願（申請）と登録することができる。

韓国特許庁によると、ここ 5 年間（2016～2020 年）ミサイルに関連する特許は 162 件が出願されたことが分かった。

細部技術別に見ると、(1)発射体関連技術が 93 件で全体の 57.4%を占めており、(2)胴体制御関連技術 41 件（25.3%）、(3)弾頭関連技術 28 件（17.3%）の順であった。

このうちミサイルの射程距離に関連する技術分野は、発射体技術と胴体制御技術である。基本的には弾頭の重量を維持したまま射程距離を伸ばすためには、エンジンの開発など、発射体の推進力を増加させる技術が重要となる。その他、ミサイルの飛行安定性を確保するために、胴体の空気力学的設計技術および操舵技術も重大な影響を与える。

出願された特許を出願人別に見ると、韓国人の出願は 93 件（57.4%）、外国人の出願は 69 件（42.6%）であった。

韓国人の多出願人は、(1)国防科学研究所、(2)ハンファ、(3) LIG ネクスワンの順で、外国人の多出願人は、(4)BAE システムズ（英国）、(5)レイセオンカンパニー（米国）、(6)三菱電機（日本）の順であった。（機関別の出願件数は未公開）

ミサイル関連の技術の分野は、他の技術分野に比べて特許出願件数が相対的に多くないが、これは政府が主導する戦略兵器の特性を持つため、ほとんどの技術は国策研究機関および防衛関連企業により開発されており、開発された技術の多くも、特許出願せずに国家機密資料として管理されているからであると判断される。

なお、ミサイルのような国家戦略兵器分野の主要技術は、特許法 41 条の「国防上必要な発明等」に対する規定に基づいて非公開情報として管理され、これにより、関連技術および動向に関する情報へのアクセス性が他の技術分野に比べて著しく低い。

特許法第 41 条（国防上必要な発明等）

- ①政府は、国防上必要である場合、外国へ特許出願することを禁止し、又は発明者・出願人及び代理人にその特許出願の発明を秘密として取り扱うべきことを命ずることができる。ただし、政府の許可を受けた場合には、外国に特許出願をすることができる。
- ②政府は、特許出願された発明が国防上必要である場合には、特許をしないことができ、戦時・事変又はこれに準ずる非常時に国防上必要である場合には、特許を受けることができる権利を収用することができる。
- ③第 1 項による外国への特許出願の禁止又は秘密取扱による損失については、政府は、正当な補償金を支払わなければならない。
- ④第 2 項により特許をせず、又は収用した場合には、政府は、正当な補償金を支払わなければならない。
- ⑤第 1 項による外国への特許出願の禁止又は秘密取扱命令に違反した場合には、その発明について特許を受けることができる権利を放棄したものとみなす。
- ⑥第 1 項による外国への特許出願の禁止又は秘密取扱命令に違反した場合には、外国への特許出願の禁止又は秘密取扱による損失補償金の請求権を放棄したものとみなす。
- ⑦第 1 項による外国への特許出願の禁止及び秘密取扱の手續、第 2 項から第 4 項までの規定による収用、補償金支払の手續、その他必要な事項は、大統領令で定める。

1979 年に「米韓ミサイル指針」を締結して以来 42 年の間、韓国はミサイル先進国に比べて技術開発および情報共有が極めて制限されていた。

5 月 22 日、米韓両国の首脳が同指針の終了に合意したため、特許庁は、今後、関連技術の現状と情報共有が拡大され、さまざまな産学研の研究者の参加と相互競争を通じて革新的な技術が開発され、特許出願も活性化すると期待している。

さらに、民需産業に応用可能な技術を積極的に発掘し、産業界との協力を拡大することで、ミサイル指針の廃止が関連産業を発展させる契機につながることを期待している。

特許庁の輸送機械審査課の審査官は、「米韓ミサイル指針の撤廃により、韓国の自主国防態勢が一層強化されることはもちろん、主要国の機密を除いた技術を民間に果敢に技術移転し、情報公開を拡大して、関連産業を活性化することこそ、確保したミサイル主権の効果を最大化する道である」と述べた。

家事サービスロボットに関連する特許出願、ここ5年間で年平均16%増

*会社員 A さんは、スマートフォンで自宅の家事サービスロボットに家事をさせる。キッチンで料理ロボットが料理をし、子供はロボットペットと一緒にリビングルームで勉強したり遊んだりする。掃除ロボットが人工知能を利用して子供とロボットペットにぶつからないようにしながら、床を掃除する。映画のような場面が現実になって、日常生活に染み込んでいる。

*グローバル市場調査機関であるリサーチ・アンド・マーケットによると、個人用のロボット市場は、2030年まで515億ドルになり年平均7.8%成長すると予想している(注1)。

*家事サービスロボットの技術が現実味を帯びてきており、市場を先取りするための関連企業の研究開発および特許出願が活発になっている。

韓国特許庁によると、家事サービスロボットに関連する特許出願において、2011年から2015年は平均約109件にとどまっていたが、2015年から2020年の平均は約216件であり、ここ5年間、年平均で16%増加したと発表した。

特に、ここ5年間(2016~2020年)、人工知能技術を活用して人と共感し、指示通り動いてさまざまなサービスを提供するロボットの出願が大きく増え、全体出願の約36%を占めている。

サービスの形態別に見ると、掃除ロボットが674件で最も多く、家事ロボット379件、社会的弱者(子供、高齢者、障害者など)手伝いロボット312件、教育・ゲームロボット162件、ロボットペット65件の順であった。

掃除ロボットは、家事サービスロボットの初期の形態であり、依然として関連出願が多いが、徐々にその出願の割合が低くなっており、料理、教育、高齢者の支援ロボットのように、より複雑なサービスができるロボット分野の出願が増えている。

最近では、新型コロナウイルスの影響により、在宅勤務、オンライン教育が増えるにつれ、家事ロボットと教育・ゲームロボット関連の出願が増加し(2020年、家事ロボット97件、

教育・ゲームロボット 42 件、前年比それぞれ 17%、62%増)、育児や高齢者と障害者の生活を手伝えるロボットの出願も持続的に増加している(2020 年に 53 件、前年比 51%増)。

出願人の類型別に見ると、大企業が 40% (647 件) で最も高い割合を占めており、その次に、中小企業 26% (418 件)、大学・研究所 13% (216 件)、個人 11% (186 件)、外国人 10% (155 件) の順となっている。

最近では、中小企業の出願割合が高まっており、2020 年は中小企業が全体出願の 37% を占めた。

特許庁の知能型ロボット審査課の審査官は、「人工知能とロボット技術を組み合わせることで、多様な家事サービスロボットが日常生活に欠かせない必需品となっており、それに関わる特許出願が増えるの見込んでいる」とし、「迅速かつ正確な審査を行い、関連技術の開発を積極的にサポートしていきたい」と述べた。

1) 出典：人工知能新聞 2020 年 12 月 6 日。『イシュー』人工知能で武装した個人用のサービスロボット、2030 年にはグローバル市場において 56 兆ウォン規模に成長する。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム